

令和7年度 研究生案内

◎案内項目

研究生案内では、以下の項目について案内しております。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 資格 2 種別 3 研究期間 4 受入れ <ul style="list-style-type: none"> 4－1 受入れの時期 4－2 願書受付期間 4－3 出願手続 4－4 受入れ手続 4－5 受入れの辞退 | <ul style="list-style-type: none"> 5 研究期間の延長 <ul style="list-style-type: none"> 5－1 願書受付期間 5－2 出願手続 5－3 研究期間延長の辞退 6 授業料 7 その他の手続き（講座変更等） 8 研究期間の変更（短縮） 9 担当事務連絡先 10 その他 <ul style="list-style-type: none"> (1)郵便物 (2)診療従事許可 (3)パスカードの申請(車利用の方へ) |
|--|---|

1 出願資格

資格は、課程ごとに次表のいずれかを満たすものとする。

研究科研究生	修士課程	(1) 大学を卒業した者 (2) 前記と同等以上の学力があると認められる者
	博士課程	(1) 医学部医学科・歯学部歯学科又は他の6年制大学を卒業した者 (2) 大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者 (3) (1)及び(2)と同等以上の学力があると認められる者

※医学部研究生については、医学教務係（内線：5130）までお問い合わせください。

2 種別

研究生の種別は、一週（月～金）当たりの登校日数によって次表のとおり2種類に分けられます。

大学院 研究生	部 内 研究生	週5日以上、総合研究科（※注1）において研究に従事する者
	部 外 研究生	週5日未満、総合研究科（※注1）において研究に従事する者

※注1：研究生のうち、診療従事許可を受け、本学附属病院で研究（研修）する場合を含む。

3 研究期間

令和7年度に受け入れる研究生の研究期間は、**令和8年3月31日まで**です。

ただし、引き続き研究期間の延長を希望する者は、医歯学総合研究科長の許可を得て研究期間を延長することができます。

4 受入れ

4-1 受入れの時期

医歯学総合研究科研究生の受入れ時期は、4月1日、10月1日です。

なお、上記以外の時期に受入れを希望する場合は出願前にお問い合わせください。

4-2 願書受付期間

受 入 れ 時 期	願 書 受 付 期 間
令 和 7 年 4 月 1 日	令和7年1月6日（月）～ 10日（金）
令 和 7 年 1 0 月 1 日	令和7年7月7日（月）～ 11日（金）

＊ 期間中、各日午前9時から午後4時まで受け付けます。（土日祝日は除く）

＊ 上記期間は変更になることもあります。

4-3 出願手続

次の書類を取り揃え、願書受付期間中に学務課医歯学大学院係へ提出してください。

出 願 書 類 等	摘 要
① 志願書	所定の用紙を使用すること。
② 履歴書	所定の用紙を使用すること。
③ 誓約書	所定の用紙を使用すること。
④ 推薦書	所定の用紙により、受入予定の指導教員が発行したもの。
⑤ 最終学歴の卒業または修了証明書	本学部(研究科)出身者の場合は提出不要。 卒業(修了)証書の写しでも可。(A4判に縮小拡大すること)
⑥ 検定料	9,800円 (別紙「検定料払込方法」を確認のうえ、振替払込証明書を添えて出願すること)
⑦ 承諾書	所定の用紙により、勤務先の所属長が発行したもの。(有職者のみ)
⑧ 研究生カード	所定の用紙を使用すること。
⑨ 住民票又はパスポートの写し	外国人のみ提出。
⑩ 学位取得証明書	学位取得者のみ提出。(本研究科出身者は不要)

＊いかなる場合でも、一度受理した書類を返還することはできません。

4-4 受入手続

受入れが承認されましたら、下記の納付期間内に登録料をE-支払いサービスで振込み、払込受付証明書を登録料収納証明書貼付台紙に貼って学務課医歯学大学院係へ提出してください。

※振込みの手順は、受入承認後に別途ご案内します。

受 入 れ 日	登 録 料	納 付 期 間
4月1日	84,600円	令和7年2月7日（金）～14日（金）
10月1日	84,600円	令和7年8月8日（金）～22日（金）

＊ 期間中、各日午前9時から午後4時まで受け付けます。（土日祝日は除く）

4-5 受入れの辞退

都合により受入れを辞退する場合は、登録料納付期日前までに、所定の受入辞退届を学務課医歯学大学院係へ提出してください。

なお、登録料納付後の受入辞退の場合は、登録料の返還はできません。

5 研究期間の延長

5-1 願書受付期間

① 年度を越える研究期間の延長を希望する場合

令和7年1月6日（月）～10日（金）

※ 期間中、各日午前9時から午後4時まで受け付けます。（土日祝日は除く）

② 上記以外の期間に、研究期間の延長を希望する場合

許可された研究期間が切れる1ヶ月前までに出願を行う必要があります。

学務課医歯学大学院係へご相談ください。

5-2 出願手続

次の書類を取り揃え、願書受付期間中に 学務課医歯学大学院係へ提出してください。

出願書類等	摘 要
① 研究期間延長願	所定の用紙を使用すること。
② 同意書	所定の用紙により、指導教員が発行したもの。
③ 承諾書	所定の用紙により、勤務先の所属長が発行したもの。（有職者のみ）

5-3 研究期間延長の辞退

研究期間延長が承認された後、都合により研究期間延長を辞退する場合は、研究期間終了までに所定の研究期間延長辞退届を学務課医歯学大学院係へ提出してください。

6 授業料

金額を記載した振込依頼書（鹿児島銀行本支店窓口でお支払いすれば振込手数料大学負担）と納入のお知らせを経理課出納係から郵送します。納入のお知らせ内容に従って納入してください。

授 業 料	期 間	納付期限
178,200円	4－9月分	令和7年5月末日
178,200円	10－3月分	令和7年11月末日

（*月額 29,700円 年額 356,400円）

7 その他の手続き（講座変更等）

講座や種別等の変更を希望する場合、必ず変更希望日の1ヶ月前までに所定の用紙にて学務課医歯学大学院係へ届け出てください。また、改姓等受入時に届け出た内容と変更が生じる場合、事前に学務課医歯学大学院係へ申し出てください。

8 研究期間の変更（短縮）

研究生は、教員、医員、研修医等になることはできません。

研究期間中に教員、医員、研修医等へ身分の異動のある場合及び一身上の都合により研究を中止しようとする場合は、必ず研究の中止を希望する日の1ヶ月前までに所定の研究期間の変更願（短縮）を学務課医歯学大学院係へ提出してください。

9 担当事務連絡先

研究生に関することは、次表の担当係までお問い合わせください。

研究生一般に関する問い合わせ 及び関係書類の請求先	検定料・登録料・授業料に 関する問い合わせ
鹿児島大学医歯学総合研究科等学務課医歯学大学院係	鹿児島大学財務部経理課出納係
電話 099（275）5120	電話 099（285）3355
〒890-8544 鹿児島市桜ヶ丘八丁目35-1	〒890-8580 鹿児島市郡元一丁目21-24

10 その他

(1) 郵便物

郵便物等の宛先は、原則として自宅住所にしてください。

やむを得ず所属講座等を宛先とする場合（私的な郵便物は除く。）は、次の事項にご留意願います。

- ① 差出人に、必ず所属講座名・研究分野名を明記させること。
- ② 学会誌等は、可能な限り自宅へ郵送させること。
- ③ 研究を中止した場合には、必ず差出人へ連絡し、送付先の住所変更の手続きを行うこと。

(2) 診療従事許可

鹿児島大学病院の診療に携わる者は、あらかじめ鹿児島大学病院長の許可を得なければなりません。手続きは鹿児島大学病院総務課 企画・広報係（内線：6710）で行います。受入れ手続き完了後、申請を行ってください。

(3) パスカードの申請（車利用の方へ）

桜ヶ丘キャンパス駐車区域を利用しようとする者は、入構承認申請を行い、承認を得なければなりません。承認後、パスカードを購入することができます。（月額 1,100 円×在籍月）

希望者は入構承認申請方法を案内しますので学務課学生支援係へお問い合わせください。ただし、桜ヶ丘 1～6 丁目・8 丁目、宇宿 1 丁目・3 丁目～5 丁目等近郊にお住まいの方は申請できません。特殊事情がある場合は学務課学生支援係へご相談ください。

（学務課学生支援係 TEL099-275-6727）